

障害者支援制度をご利用ください

申・問／障害福祉課 ☎463-1598～9 FAX463-1025

障害者手帳の有無や種類、等級によって利用できる制度は異なります。
詳しくは、障害福祉課にお問い合わせいただくか、市ホームページを
ご確認ください。



市ホームページ



障害者手帳

一定の障害等のある方が、各種援護やサービスを受ける場合に必要となります。

○身体障害者手帳

対象／身体に一定以上の障害のある方

○療育手帳

対象／知的障害のある方

○精神障害者保健福祉手帳

対象／一定の精神障害のある方



特別障害者手当等

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。
※①、②、③のいずれも所得の制限や条件あり



相談先等

○精神保健福祉に関する相談（予約制）

精神保健に関するご本人・ご家族等の相談を、電話・面接等で、精神保健福祉士が対応します。

実施日／原則第1・3木曜日 午後1時～4時

※相談内容や個人情報は秘密厳守します。

○障害者虐待防止センター

障害福祉課内に設置しています。障害のある方に対する虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は、当センターにご連絡ください。障害のある方の安全を確認し、虐待の事実確認や障害のある方の保護、養護者への支援など必要な対応をします。



医療費の支給等

○重度心身障害者医療費支給制度

対象／①身体障害者手帳1～3級、②療育手帳A・B、③精神障害者保健福祉手帳1級、④後期高齢者医療制度加入者のうち65歳未満で障害認定を受けられる状態であった方

※①、②、③は、65歳以上で該当となった方を除く。また、本人所得による制限あり

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金等（高額療養費や附加給付金が支給される場合、その金額を差し引いて支給、入院時の食事代は該当の世帯のみ）

○重度心身障害者医療費（精神通院）支給制度

対象／精神障害者保健福祉手帳2級

※65歳で該当となった方は除く。また、本人所得による制限あり

支給額／自立支援医療（精神通院）を利用した際の、一部自己負担金（医療費等の1割）

○自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療を受けるときに、申請により通院医療費の自己負担分を1割に軽減する制度です。院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります。

※世帯の課税状況により上限額を設定

○精神障害者通院医療費助成事業

自立支援医療（精神通院）を利用した際の、一部自己負担金（医療費等の1割）を助成する制度です。

対象／所得区分が住民税非課税の方



交通費等の補助



重度障害のある方の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券の交付・バス鉄道共通ICカードまたは自動車燃料費の補助を行います。

対象／身体障害者手帳1・2級、下肢3級、療育手帳A・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級

支給額等／年間上限15,000円

（福祉タクシー券は年間上限30枚）

※登録時期により異なります。

上記のほかにも、**障害福祉サービス**（居宅介護、生活介護、グループホーム、計画相談支援等）、**地域生活支援事業**（移動支援、日常生活用具給付、意思疎通支援事業等）、**補装具費の交付**、**在宅重度心身障害者手当**の事業を行っています。